

連載

知っていますか

自治基本条例

No.7

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。今月号は、「名寄市自治基本条例」が定める「基本原則によるまちづくりの推進」について紹介します。

市民参加制度 (第25条)

■市は、政策の立案、実施や評価の各段階において、適切な時期に市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

■市長等は、各種委員会、審議会その他のほかの附属機関や、これに類する委員には、公募の委員を加えるよう努めるとともに、委員などの性別、年齢、住んでいる地域そのほかの点でバランスのとれた構成になるようにし、市民がその立場や境遇によって不利益のないようにしなければならない。

■市長等は、重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度やパブリック・コメント等意見公募制度を設けなければならない。

具体的な取り組み

- 各種委員会などの委員公募
- まちづくり懇談会など各種懇話会の実施
- パブリック・コメント手続条例に基づく、パブリック・コメントの実施

住民投票(第26条)

■市は、市政に関する重要事項について、住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

■住民投票に参加できる者の資格そのほか住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの議案に応じ、別に条例で定める。

■市長や市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施する条例の制定を市長に請求できる。

情報公開(第27条)

■市は、市民の知る権利を尊重するとともに説明責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市有の公文書を適正に公開しなければならない。

具体的には

- 名寄市情報公開条例で、公文書公開の基準などについて定めています。

情報提供(第28条)

■市は、情報公開請求の有無にかかわらず、市政に関する重要な情報を、適切な時期に、適切な方法で、市民に積極的に提供するよう努めなければならない。また、市民がその立場や境遇によって不利益のないようにしなければならない。

具体的な取り組み

- 市広報紙、市ホームページ、市公式フェイスブック、情報公開コーナーなどによる情報提供
- パブリック・コメントの実施
- 部次長会議などの会議録公開
- 庁議など決定事項の公開

個人情報の保護 (第29条)

■市は、市民個人の権利や利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、市有の個人情報データを適正に取り扱わなければならない。

具体的には

- 名寄市個人情報保護条例で、個人情報の適正な管理などについて定めています。

問い合わせ

企画課企画調整係
(名寄庁舎3階)
☎01654③2111
(内線3311)
☎01654③9083
✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp

